

吸収合併に係る事後備置書面

会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事前備置書面

2026 年 4 月 1 日

株式会社タダノ

2026年4月1日

吸収合併に係る事後備置書面

香川県高松市新田町甲34番地
株式会社タダノ
代表取締役 氏家 俊明

当社は、2026年1月16日付で株式会社タダノエンジニアリング（以下「タダノエンジニアリング」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、タダノエンジニアリングを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1 本吸収合併が効力を生じた日
2026年4月1日

2 吸収合併消滅会社における各手続の経過

(1) 本吸収合併の差止請求

タダノエンジニアリングは、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

タダノエンジニアリングは、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

タダノエンジニアリングは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

タダノエンジニアリングは、会社法第789条第2項及び第3項に従い、2026年2月6日付の官報及び同日付の日刊工業新聞により債権者に対して公告を行いましたが、申述期限までに同条第1項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

3 吸収合併存続会社における各手続の経過

(1) 本吸収合併の差止請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併に該当するため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併に該当するため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に従い、2026 年 2 月 6 日付の官報及び同日付の電子公告により債権者に対して公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

4 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、タダノエンジニアリングから資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6 吸収合併の登記をした日

2026 年 4 月 2 日

7 上記のほか、本吸収合併に関する重大な事項

該当事項はありません。

以 上

別紙

吸収合併に係る事前備置書面

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面

2026 年 2 月 6 日

株式会社タダノエンジニアリング

2026年2月6日

吸収合併に係る事前備置書面

香川県高松市新田町甲 34 番地
株式会社タダノエンジニアリング
代表取締役 森 和誉

株式会社タダノエンジニアリング（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）及び株式会社タダノ（以下「吸収合併存続会社」といいます。）は、2026年1月16日付けで吸収合併契約書を締結し、2026年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。本合併に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

- 1 吸収合併契約の内容
別紙1のとおりです。
- 2 合併対価の定め相当性に関する事項
合併対価の交付はありません。
- 3 新株予約権の定め相当性に関する事項
該当事項はありません。
- 4 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項
 - (1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりです。
 - (2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - (3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

両社の財務状況に鑑み、債務の履行に支障はないものと見込んでおります。

6 備置き開始後の変更に関する事項

この事前開示の開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以 上

吸収合併契約書

株式会社タダノ（以下「甲」という。）及び株式会社タダノエンジニアリング（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第 1 条 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行い、乙は解散する。

（商号及び住所）

第 2 条 甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1） 甲：吸収合併存続会社

（商号） 株式会社タダノ

（住所） 香川県高松市新田町甲 34 番地

（2） 乙：吸収合併消滅会社

（商号） 株式会社タダノエンジニアリング

（住所） 香川県高松市新田町甲 34 番地

（本合併に際して交付する金銭等及び割当てに関する事項）

第 3 条 甲は、乙の全株式を保有しており、本件合併では一切の対価を交付しない。

（資本金及び準備金に関する事項）

第 4 条 本合併により、甲の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

（効力発生日）

第 5 条 本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 4 月 1 日とする。ただし、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議の上、効力発生日を変更することができる。

（合併承認）

第 6 条 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約に関する同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

2 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定により、本契約に関する同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

(善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、あらかじめ甲乙協議の上、実行する。

(従業員の引継ぎ)

第8条 甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。

2 乙の従業員の退職金計算に関する勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については、甲乙協議の上、決定する。

(解散費用)

第9条 効力発生日以降において、乙の解散のために必要な費用は、すべて甲の負担とする。

(本合併の条件の変更及び本契約の解除)

第10条 本契約締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(協議事項)

第11条 本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

以上、甲及び乙は、本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2026年1月16日

甲：香川県高松市新田町甲34番地
株式会社タダノ
代表取締役 氏家 俊明

乙：香川県高松市新田町甲34番地
株式会社タダノエンジニアリング
代表取締役 森 和誉

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する中、各種政策効果もあり、緩やかに回復しました。海外においても、一部地域に足踏みがみられるものの、景気は緩やかに回復しました。

一方で、米国通商政策による影響や地政学的リスクの高まり等により、先行き不透明感が増す中、世界経済の下振れが懸念されます。

このような経営環境のもと、日本向け売上高は、建設用クレーンが減少したものの、車両搭載型クレーン・高所作業車が増加し、また、株式会社IHIの連結子会社であるIHI運搬機械株式会社の運搬システム事業（現：株式会社タダノインフラソリューションズ、以下「TIS」）買収に伴う運搬機械の売上も加わり、1,254億2千6百万円（前期比114.2%）となりました。海外向け売上高は、米国Manitex International, Inc.（以下「Manitex社」）の買収もあり、北米・欧州を中心に増加し、2,240億5千万円（前期比123.3%）となりました。この結果、総売上高は3,494億7千7百万円（前期比119.9%）、海外売上高比率は64.1%となりました。

売上が増加したものの、米国通商政策による影響や買収関連費用等の計上もあり、営業利益は185億5千2百万円（前期比78.0%）、経常利益は150億9千6百万円（前期比71.6%）、親会社株主に帰属する当期純利益は固定資産売却益等を計上したことにより182億9千8百万円（前期比275.5%）となりました。

2024年11月、IHI運搬機械株式会社の運搬システム事業（現：TIS）を当社グループ会社化することを決定し、2025年7月に買収手続きを完了しました。当社グループは「移動式クレーン」の分野では長い歴史とグローバルでの販売実績を有していますが、同事業が有する「定置式クレーン（港湾クレーン・タワークレーン）」は新たな製品群となります。また、当社グループがドイツで生産する「ラチスブーム式クローラクレーン」とも親和性があり、世界中でニーズが高まっている洋上風力分野等においても今後の活躍が期待される「リングリフトクレーン」も有しております。当社グループの事業領域（LE：Lifting Equipment）における新事業分野への挑戦として本事業を買収することとしました。

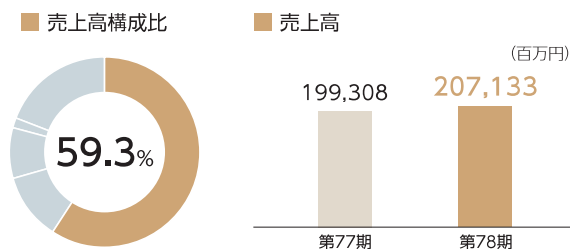
事業報告

主要品目別の状況は次のとおりです。なお、2025年7月に買収が完了したIHI運搬機械株式会社の運搬システム事業（現：TIS）の品目が加わったことに伴い、新たに「運搬機械」の項目を新設しております。

建設用クレーン

日本向け売上高は、大規模工事が実施・計画されているものの、慢性的なオペレーター不足や資材価格高騰の影響等もあり、480億4百万円（前期比95.9%）となりました。海外向け売上高は、一部地域を除き、ここ数年の急速な需要増加基調に落ち着きが見え始める中、販売に注力した結果、1,591億2千8百万円（前期比106.6%）となりました。

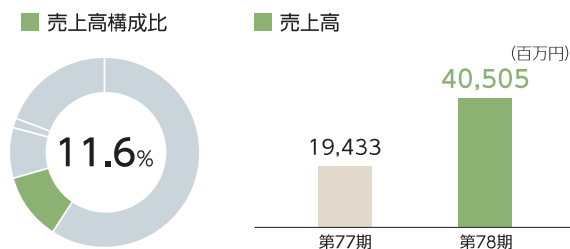
この結果、建設用クレーンの売上高は2,071億3千3百万円（前期比103.9%）となりました。



車両搭載型クレーン

日本向け売上高は、トラック登録台数が減少する中、架装能力向上により176億2千4百万円（前期比100.8%）となりました。海外向け売上高は、Manitex社買収による売上も加わり、228億8千万円（前期比1,169.2%）となりました。

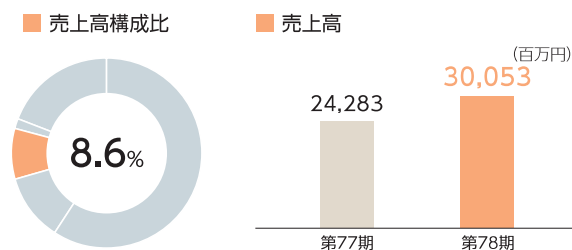
この結果、車両搭載型クレーンの売上高は405億5百万円（前期比208.4%）となりました。



事業報告

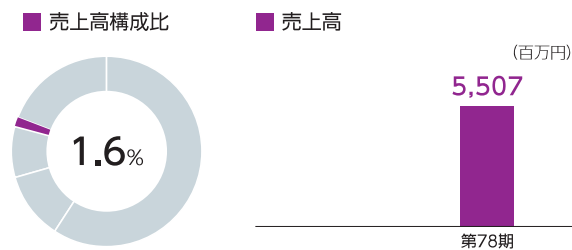
高所作業車

日本向け売上高は、レンタル向け販売が好調に推移し、241億7千3百万円（前期比106.3%）となりました。海外向け売上高は、Manitex社買収による売上も加わり、58億8千万円（前期比379.7%）となりました。この結果、高所作業車の売上高は300億5千3百万円（前期比123.8%）となりました。



運搬機械

運搬機械の売上高は、IHI運搬機械株式会社の運搬システム事業（現：TIS）買収により、55億7百万円（前期比-）となりました。

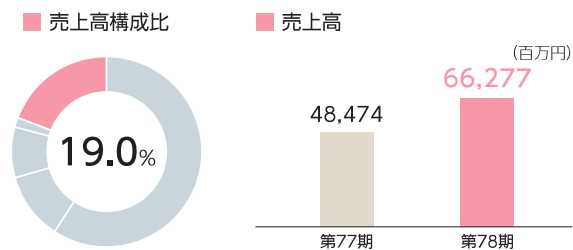


当期より新設した項目のため、前期比較を行っておりません。

事業報告

その他

部品、修理、中古車等のその他の売上高は、IHI運搬機械株式会社の運搬システム事業（現：TIS）買収もあり、662億7千7百万円（前期比136.7%）となりました。



事業報告

当社グループは、2026年度を最終年度とする「中期経営計画（24-26）」において、「Reaching new heights ～新たなステージへ～」をスローガンに、業界のリーディングカンパニーとして、お客様の安全と地球環境に配慮した新たな価値を提供するための戦略を推進しております。

成長戦略の骨子として、(1)脱炭素化を加速、(2)新たな領域への挑戦、(3)強みを活かしたものづくり改革、(4)変革を支える足場固め、を掲げると同時に、持続的な成長に向けた「資本コストや株価を意識した経営」と「サステナビリティ課題への対応」を重視し、「世界に、そして未来に誇れる企業」を目指します。

<中期経営計画（24-26）基本方針>

■ 業界のリーディングカンパニーとして、お客様の安全と地球環境に配慮した新たな価値を提供する

スローガン	主要経営指標	キャッシュフロー
Reaching new heights ～新たなステージへ～	売上高 3,300億円 営業利益 300億円 ROIC 8.0% ROE 9.5%	前向き投資 300億円以上 運転資本確保 600～700億円 株主還元 配当性向30%目安

基本戦略	
(1) 脱炭素化を加速	<ul style="list-style-type: none"> 環境対応製品の拡充（Tadano Green Solutions）
(2) 新たな領域への挑戦	<ul style="list-style-type: none"> 高所作業車を世界展開 既存の「当たり前」を変える事業展開 新技術への挑戦と製品化
(3) 強みを活かしたものづくり改革	<ul style="list-style-type: none"> 開発・生産の最適化 欧州事業の収益化
(4) 変革を支える足場固め	<ul style="list-style-type: none"> 地域の強みを活かした販売 サービス力の強化 生産の自動化・省人化 経営戦略に連動した人財基盤の強化

事業報告

私たちタダノグループは、「創造・奉仕・協力」の経営理念のもと、企業価値の最大化と持続可能な事業活動を行うことで、地球環境の保全と持続可能な社会の実現に貢献し、世界にそして未来に誇れる企業を目指しております。

サステナビリティ推進の体制としては、経営におけるサステナビリティの重要課題を定め、方針と目標、進捗を管理するため、社長を委員長とし、全本部長を委員とする「サステナビリティ委員会」を設置しております。また各本部における取り組み支援等の専任部署として「サステナビリティ推進グループ」を総務部に設置しております。

サステナビリティ推進の基本方針としては、「人権の尊重」「公正・誠実な事業活動」「社員の尊重と働きがいの確保」「取引先（サプライヤー）と共に成長」「社会貢献」「地球環境の保全」「適切なコミュニケーション活動」の7項目から成る「タダノグループ サステナビリティ憲章」を制定し、各施策に取り組んでおります。

また、グループ長期環境目標として「2019年度比で2030年に事業活動におけるCO₂排出量25%削減、製品におけるCO₂排出量35%削減、事業活動における産業廃棄物排出量50%削減」を掲げております。



香西工場に設置した太陽光発電

<当社ウェブサイトにおけるサステナビリティ情報開示>

ステークホルダーの皆さまに非財務情報を含めたESGに関する情報をお伝えするため、当社ウェブサイトでは「地球環境の保全」「気候変動対応への取り組み」「地域・社会貢献」「サプライチェーンマネジメント」「人的資本経営」「労働環境・健康経営」「コーポレート・ガバナンス」「人権」の8項目について、取り組みの具体例やデータも交えて開示しております。「統合報告書」と合わせて、ぜひご一読ください。

タダノグループ サステナビリティ情報

<https://www.tadano.co.jp/ja/ir/esg/>

事業報告

<人的資本経営>

タダノでは「人は財産（＝人財）」という考え方のもと、多様な人財が集まり、個の潜在能力を発掘・開発し、個を活かして誰もが活躍できる場を提供します。また、変化を捉え、チームでイノベーションを起こし続ける社風『学習し、成長し続ける組織文化』を醸成します。

社員の成長なくして企業の成長はなく、持続的成長のために、社員が最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、健康で活力に満ちた職場環境づくりや人財育成に努めていきます。タダノで働くことが生活全般の満足度 (Well-being) につながるよう、安全を第一に、仕事と生活のバランスのとれた働き方を推進します。



DE&I（多様性、公平性、包括性）推進のために、女性を計画的かつ積極的に採用するとともに、指導的地位への登用を進めています。具体的には、営業部門や技術系職種に女性が活躍できるフィールドを拡大し、評価や昇格のあり方について改定しました。また社員一人ひとりが仕事と生活のバランスのとれた働き方ができるよう、各種制度や職場環境の整備を継続しています。2025年5月には、厚生労働省が優秀な子育てサポート企業を認定する「プラチナくるみん認定」を取得しました。



また、当社は1981年に「心とからだの健康づくり運動」をスタートし、社内に設置した「体力増進センター」を社員と家族に開放するなど、健康文化の育成に取り組んできました。2018年からは経済産業省・日本健康会議が認定する「健康経営優良法人（大規模法人部門）」にも選ばれており、日本国内のグループ会社11社についても、2025年3月に「健康経営優良法人2025（中小規模法人部門）」の認定を受けました。



安全については「社内の労働安全がしっかりしてこそ製品安全を確保できる」という考えのもと、新しい労働環境への取り組みとして動画配信型安全衛生教育の毎月の受講や、管理監督者向け対話型安全観察巡視の研修等を実施しています。

事業報告

<地球環境の保全>

タダノグループでは、環境方針「人と機械と環境の協調を図り、幸せな社会づくりに貢献します」のもと、社員一人ひとりの環境に配慮した行動、環境にやさしい製品開発とサービス提供、環境に配慮した事業活動に努めています。



CO₂削減の長期環境目標達成に向けては、事業活動では、太陽光パネル設置による再生可能エネルギーの積極導入や生産の効率化、エアコンや照明の節電、社有車のEV化・HV化などに努めています。製品については、Tadano Green Solutionsとしてさまざまな環境配慮型製品を市場に導入しています。2023年12月には、世界初となるフル電動ラフテレーンクレーンEVOLT eGR-250Nを日本で発売しました。電気のでクレーン作業・走行を行うことができ、製品からのCO₂排出量をゼロにすることができる画期的な製品です。

事業活動における産業廃棄物の削減では、分別の徹底、部品梱包材の脱プラ推進、余剰部品の有効活用などに取り組んでいます。有価物化の推進では、廃油をマテリアルリサイクルし再生重油として再利用したり、木製ワイヤドラムや廃塗料、事業所排出のペットボトルについても有価物化したりするなど、削減策を着実に実行しています。



森林保全については、香川県の「フォレストマッチング推進事業」を利用した「タダノまなびの森」の保全活動、海洋資源保全については、ビーチクリーン活動をそれぞれ定期的に行い、社員の環境意識も高めています。

ESGレーティングとして有力なCDPの2025年レポートでは「気候変動」「水セキュリティ」の2分野でBスコアを獲得することができました。

事業報告

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資は、127億1千2百万円となりました。主なものは、丸亀工場新設に伴う設備投資15億2千7百万円及び連結子会社である株式会社タダノユティリティの八幡工場新設に伴う土地、建物の取得25億9百万円であります。また、当期において連結子会社であるタダノ・デマーズGmbHが保有していた2工場のうち1工場を閉鎖し、その土地、建物等の一部を売却しております。

(3) 資金調達の状況

期日が到来した社債100億円の償還を行いました。一方、米国通商政策への備えとして、長期借入金300億円の調達を実行いたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第75期 (2022年12月期)	第76期 (2023年12月期)	第77期 (2024年12月期)	第78期(当期) (2025年12月期)
売上高	192,932百万円	280,266百万円	291,500百万円	349,477百万円
営業利益	7,191百万円	18,349百万円	23,778百万円	18,552百万円
経常利益	6,540百万円	16,367百万円	21,077百万円	15,096百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,210百万円	7,773百万円	6,642百万円	18,298百万円
1株当たり 当期純利益	17.43円	61.26円	52.29円	144.78円
純資産	167,767百万円	181,354百万円	188,897百万円	205,946百万円
総資産	356,693百万円	365,244百万円	403,422百万円	458,529百万円
連結子会社数	36社	33社	34社	54社

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。
2. 2022年12月期(第75期)は決算期変更により、当社及び3月決算であった連結対象子会社は9か月間、12月決算の連結対象子会社は12か月間を連結対象期間としております。

事業報告

(5) 主要な事業内容

当社グループは、建設用クレーン、車両搭載型クレーン、高所作業車及び運搬機械等の製造販売を営んでおります。

区 分	主 な 製 品
建設用クレーン	オールテレーンクレーン、ラフテレーンクレーン、クローラクレーン、トラッククレーン、軌陸車
車両搭載型クレーン	カーゴクレーン、車両運搬車、軌陸車、ナックルブームクレーン、ブームトラック
高所作業車	高所作業車、穴掘建柱車、高架道路・橋梁点検車、軌陸車、照明車
運搬機械	バルクハンドリングシステム、ジブクライミングクレーン、ジブクレーン、港湾荷役用クレーン、フローティングクレーン、リングリフトクレーン
そ の 他	部品、修理、中古車、リフター等

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社タダノアイレック	180百万円	100.0%	建設用クレーン等の部品の製造
株式会社タダノアイメス	60百万円	100.0%	建設用クレーン等の販売
株式会社タダノインフラソリューションズ	50百万円	100.0%	運搬機械等の製造・販売
株式会社タダノユーティリティ	50百万円	100.0%	高所作業車等の製造・販売
タダノ・ファウンGmbH	45,274 千ユーロ	100.0%	建設用クレーン等の製造・販売
タダノ・デマーズGmbH	20,000 千ユーロ	100.0%	建設用クレーン等の製造・販売
ピーエム・オイルアンドスチールS.p.A.	11,640 千ユーロ	100.0%	車両搭載型クレーン・高所作業車等の製造・販売
タダノ・アメリカCorp.	2,500 千米ドル	(100.0%)	建設用クレーン等の販売
マニテックスInc.	1千米ドル	(100.0%)	車両搭載型クレーン・高所作業車等の製造・販売

(注) タダノ・アメリカCorp.及びマニテックス Inc.の当社の出資比率は、間接所有の割合を表示しております。

事業報告

(7) 主要な提携の状況

会社名	相手先	国名	提携内容
株式会社タダノ	コベルコ建機株式会社	日本	ラフテレーンクレーンの完成車・キャリア部の生産受託及びクレーン部の部品の共通化・共同購買

(8) 主要な営業所及び工場等

区分	名称及び所在地	
当 社	本 社 等 本 社 等 本 社 等	本社：香川県高松市、東京オフィス：東京都千代田区 高松工場：香川県高松市、志度工場：香川県さぬき市、 香西工場：香川県高松市、多度津工場：香川県多度津町、 千葉工場：千葉県千葉市
	研究所・試験場	タダノイノベーションセンター：香川県高松市 三本松試験場：香川県東かがわ市
	支 店 等	北海道支店：北海道札幌市、東北支店：宮城県仙台市、 北陸支店：富山県富山市、関東支店：埼玉県上尾市、 東京支店：東京都墨田区、中部支店：愛知県一宮市、 関西支店：大阪府堺市、四国支店：香川県高松市、 中国支店：広島県坂町、九州支店：福岡県大野城市 北京事務所：中国・北京市 モスクワ事務所：ロシア・モスクワ市
重要な子会社	本社及び工場	株式会社タダノアイレック：香川県多度津町（本社及び工場） 株式会社タダノアイメス：東京都墨田区（本社） 株式会社タダノインフラソリューションズ：東京都中央区（本社）、 広島県呉市（工場） 株式会社タダノユーティリティ：長野県千曲市（本社及び工場） タダノ・ファウンGmbH：ドイツ・バイエルン州（本社及び工場） タダノ・デマーグGmbH：ドイツ・ラインラント＝プファルツ州 （本社及び工場） ピーエム・オイル アンドスチール S.p.A.：イタリア・エミリア＝ロマーニャ州 （本社及び工場） タダノ・アメリカCorp.：米国・テキサス州（本社） マニテックス Inc.：米国・テキサス州（本社及び工場）

事業報告

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
日 本	3,424 名	+ 656 名
欧 州	1,913	+ 194
米 州	434	+ 225
オセアニア	74	△ 8
その他の	152	+ 14
合 計	5,997	+ 1,081

(注) 従業員数は、就業人員を記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,755名	+ 81名	40.8歳	15.1年

(注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しております。
2. 従業員数には、嘱託90名を含み、出向者142名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高			計
	短 期 借 入 金	長 期 借 入 金	合	
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	32,088 百万円	22,848 百万円	54,937	百万円
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	17,531	10,800	28,331	
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	600	10,800	11,400	
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	600	10,800	11,400	

(注) 1. 借入金総額110,417百万円の10%以上の借入先を記載しております。
2. 1年内返済予定の長期借入金は、短期借入金に含むこととしております。

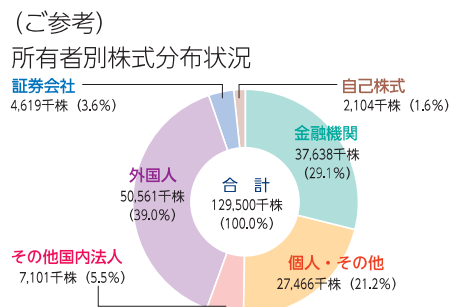
(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年1月2日に米国Manitex International, Inc.の株式の全てを取得し、連結子会社といたしました。
また、2024年11月、IHI運搬機械株式会社の運搬システム事業（現：TIS）を当社グループ会社化することを決定し、2025年7月に買収手続きを完了しました。

事業報告

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 400,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 129,500,355株
(自己株式2,104,228株含む)
- (3) 株主数 11,799名
- (4) 大株主



株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	14,403 千株	11.3 %
JAPAN ACTIVATION CAPITAL I L.P.	7,867	6.1
日本生命保険相互会社	6,301	4.9
JAPAN ACTIVATION CAPITAL II L.P.	6,077	4.7
株式会社日本カストディ銀行	5,803	4.5
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	4,798	3.7
明治安田生命保険相互会社	4,024	3.1
タダノ取引先持株会	3,495	2.7
株式会社百十四銀行	3,208	2.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,164	2.4

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び株式会社日本カストディ銀行の持株数は、全て当該各社の信託業務に係る株式であります。
3. 明治安田生命保険相互会社の持株数には、特別勘定口24千株を含んでおります。

(5) 当該事業年度中に職務執行の対価として交付した金銭の払い込みと引き換えに当社役員に交付した株式の状況

株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	4名
192,731株	

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (2) ①取締役の報酬等」に記載のとおりであります。

事業報告

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	多田野 宏 一	一般財団法人多田野奨学会理事長、株式会社あおぞら銀行社外取締役
代表取締役社長・CEO	氏 家 俊 明	株式会社タダノインフラソリューションズ代表取締役社長・CEO
取締役執行役員常務	合 田 洋 之	チーフテクニカルオフィサー 欧州事業副本部長 タダノ・ヨーロッパ・ホールディングスGmbH取締役 タダノ・デマーグ GmbH 取締役・CTO タダノ・ファウン GmbH 取締役・CTO
取締役執行役員常務	八 代 倫 明	欧州事業本部長・グローバル人事ICT本部長 タダノ・ヨーロッパ・ホールディングスGmbH取締役社長・CEO タダノ・デマーグ GmbH 取締役社長・CEO タダノ・ファウン GmbH 取締役社長・CEO
取締役 (筆頭独立社外取締役)	村 山 昇 作	一般社団法人天体望遠鏡博物館代表理事
取 締 役	石 塚 達 郎	K&Oエナジーグループ株式会社社外取締役、AGC株式会社社外監査役
取 締 役	大 塚 聡 子	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA) 有人宇宙技術部門有人宇宙技術センター技術領域主管研究開発員
取 締 役	金 子 順 一	
取 締 役	蓼 沼 宏 一	東京女子大学教授
常 勤 監 査 役	池 浦 雅 彦	
常 勤 監 査 役	藤 井 清 史	株式会社四電工取締役監査等委員 (社外取締役)
常 勤 監 査 役	渡 辺 耕 治	
監 査 役	加 藤 真 美	弁護士 (桜丘法律事務所)、前澤化成工業株式会社社外取締役
監 査 役	鈴 木 久 和	株式会社CRI・ミドルウェア社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち村山昇作、石塚達郎、大塚聡子、金子順一、蓼沼宏一の各氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役のうち渡辺耕治、加藤真美、鈴木久和の各氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役 藤井清史氏は、当社において経理部長を経験し、当社のドイツ子会社 (タダノ・デマーグGmbH) のCFOを務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 鈴木久和氏は、SCSK株式会社においてIR・財務の分掌役員を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 村山昇作氏の重要な兼職先である一般社団法人天体望遠鏡博物館に対し、当社は年額50万円の寄付を行っております。
6. 取締役 石塚達郎氏の重要な兼職先であるK&Oエナジーグループ株式会社及びAGC株式会社と当社との間に特別な関係はありません。
7. 取締役 大塚聡子氏の重要な兼職先である国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA) と当社との間に特別な関係はありません。
8. 取締役 蓼沼宏一氏の重要な兼職先である東京女子大学と当社との間に特別な関係はありません。
9. 監査役 加藤真美氏の重要な兼職先である桜丘法律事務所及び前澤化成工業株式会社と当社との間に特別な関係はありません。
10. 監査役 鈴木久和氏の重要な兼職先である株式会社CRI・ミドルウェアと当社との間に特別な関係はありません。

事業報告

[ご参考]2026年1月1日現在の取締役及び執行役員・技監・理事の担当・委嘱業務は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当・委嘱業務
代表取締役会長	多田野 宏 一	
代表取締役社長・CEO	氏 家 俊 明	株式会社タダノインフラソリューションズ代表取締役社長・CEO
取締役執行役員常務	合 田 洋 之	チーフテクニカルオフィサー 欧州事業副本部長 タダノ・ヨーロッパ・ホールディングスGmbH取締役 タダノ・デマーグ GmbH 取締役・CTO タダノ・ファウン GmbH 取締役・CTO
取締役執行役員常務	八 代 倫 明	欧州事業本部長・グローバル人事 ICT 本部長 タダノ・ヨーロッパ・ホールディングスGmbH取締役社長・CEO タダノ・デマーグ GmbH 取締役社長・CEO タダノ・ファウン GmbH 取締役社長・CEO
取 締 役 (筆頭独立社外取締役)	村 山 昇 作	
取 締 役	石 塚 達 郎	
取 締 役	大 塚 聡 子	
取 締 役	金 子 順 一	
取 締 役	蓼 沼 宏 一	
執行役員常務	澤 田 憲 一	グローバル事業推進本部長
執行役員常務	安 富 雄 史	国内営業本部長
執行役員	程 筋	中国事業本部長、中国総代表
執行役員	吉 田 耕 三	チーフコンプライアンスオフィサー、営業統括本部長
執行役員	入 船 雄 一	購買本部長
執行役員	木 島 達 也	株式会社タダノインフラソリューションズ取締役事業本部副本部長
執行役員	二 村 泰 寛	生産本部長、生産企画部長
執行役員	福 井 敬	海外営業本部長、米州事業本部長、タダノ・アジアPte. Ltd.取締役社長、 タダノ・オセアニアPty Ltd.取締役会長、タダノ・サイアムCo., Ltd.取締役会長、 タダノ・クレーンズ・インディアPvt.Ltd.取締役会長
執行役員	西 條 佳 孝	商品開発第一本部長
執行役員	金 川 裕 之	商品開発第二本部長、タダノ・テクノロジー・フィリピン Inc.取締役会長
執行役員	寺 田 王 彦	技術開発本部長
執行役員待遇	木 曾 卓	グローバルAWP担当、株式会社タダノユーティリティ代表取締役社長
技 監	宗 野 雄 二	品質安全本部長、品質保証コンポーネント部長
技 監	木 山 順 平	CS本部長
理 事	橋 本 勝 久	コーポレート本部長、経理部長
理 事	西 崎 宙	米州事業副本部長、タダノ・アメリカ・ホールディングスInc.取締役社長・ CEO、タダノ・アメリカCorp.取締役会長

(注) 当社の事業戦略推進において優れた専門性を持ち、多大な貢献が認められるとともに、人物的にも他の模範となり、今後さらに当社の事業戦略を強く牽引できる人財の中で、より重要な役割を負う者に対して、執行役員と同等の職位として、「執行役員待遇」の職位を設置しております。また、優れた専門性を持ち、多大な貢献が認められ、当社の技術分野を強く牽引できる人財について、執行役員に次ぐ職位として「技監」職を設置しております。さらに、当社の事業戦略推進において、多大な貢献が認められると共に、人物的にも他の模範となり、今後さらに当社の事業戦略を強く牽引できる人財について、執行役員に次ぐ職位として「理事」職を設置しております。

事業報告

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の報酬等

当社は、2025年1月17日開催の取締役会において、取締役報酬の決定方針を以下のとおり決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、社外取締役を委員長とし過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬諮問委員会に諮問し、答申を得ております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

<取締役報酬の決定方針>

1. 基本方針

当社の取締役報酬は、以下の基本方針に基づいて定める。

- ・当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的とし、経営目標の達成を動機づけるものであること
- ・第三者機関の調査データに基づき、他社の支給水準を勘案のうえ、多様で優秀な人財の確保・報奨を可能にする、競争力ある報酬体系及び報酬水準であること
- ・固定報酬（金銭報酬）、業績連動報酬（金銭報酬）及びステークホルダーとの価値共有を目的とした譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）の割合を適切に設定することにより、健全な企業家精神を発揮させるものであること

社外取締役の報酬は、その役割と独立性に鑑み、固定報酬（金銭報酬）のみとする。

2. 固定報酬（金銭報酬）

取締役の固定報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、他社水準や従業員給与の水準を考慮した基本報酬と役職別の手当で構成される。

3. 業績連動報酬（金銭報酬）

取締役の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、中期経営計画における重要指標である連結営業利益を業績指標として支給額を決定し、上記固定報酬と合わせ月例で支給する。具体的には、連結営業利益の金額に連動した役位別の支給率を定め、以下の算定式で決定する。

$$\boxed{\text{業績連動報酬}} = \boxed{\text{役位別基本報酬}} \times \boxed{\text{業績指標に基づく役位別の支給率}}$$

4. 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）

取締役の譲渡制限付株式報酬は、年間の基本報酬に対し、役位別の支給率を乗じた金額で決定され、譲渡制限付株式の付与に関する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値で除した株式数を付与する。

5. 金銭報酬と非金銭報酬等の割合

金銭報酬と非金銭報酬等の内容及び割合は、以下のとおりとする。

事業報告

	金銭報酬		非金銭報酬等
	固定報酬 (基本報酬＋役職別手当)	業績連動報酬 (基本報酬×役位別支給率)	譲渡制限付株式報酬 (基本報酬×役位別支給率)
会長	約40%	約30%	約30%
社長	約30%	約30%	約40%
副社長以下	約50%	約20%	約30%
社外取締役	固定報酬 100%	—	—

※金銭報酬の業績連動部分について、連結営業利益の金額が制度上の基準となる水準であったと仮定した場合

6. 個人別の報酬等の決定の方法

取締役会は、公正性と透明性を確保するため、事前に指名報酬諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえて取締役の報酬を決定する。指名報酬諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、その過半数は独立社外取締役で構成される。

なお、当社は2026年1月16日開催の取締役会において、取締役報酬の決定方針の内容を一部変更し、新たに決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬諮問委員会へ諮問して答申を得ております。変更点は次の下線部のとおりです。

4. 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）

取締役の譲渡制限付株式報酬は、年間の基本報酬に対し、役位別の支給率を乗じた金額で決定され、譲渡制限付株式の付与に関する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値で除した株式数を付与する。

なお、日本非居住である取締役に対しては、金銭で支給する場合がある。

5. 金銭報酬と非金銭報酬等の割合

金銭報酬と非金銭報酬等の内容及び割合は、以下のとおりとする。

	金銭報酬		非金銭報酬等
	固定報酬 (基本報酬＋役職別手当)	業績連動報酬 (基本報酬×役位別支給率)	譲渡制限付株式報酬 (基本報酬×役位別支給率)
会長	約40%	約30%	約30%
社長	約30%	約30%	約40%
副社長以下	約60%	約25%	約15%
社外取締役	固定報酬 100%	—	—

※金銭報酬の業績連動部分について、連結営業利益の金額が制度上の基準となる水準であったと仮定した場合

② 監査役の報酬等

監査役の報酬額については、定款の定めに従い、2008年6月24日開催の第60回定時株主総会決議により、年額100百万円以内（うち社外監査役分は年額40百万円以内）としており、当該株主総会終結時点の監査役員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。具体的な監査役の報酬の算定につきましては、監査役会にて決定した基準に従い算定しております。

事業報告

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (5名)	467百万円 (75百万円)	268百万円 (75百万円)	48百万円 (—)	150百万円 (—)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	75百万円 (38百万円)	75百万円 (38百万円)	—	—

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与含む)は支払っておりません。
2. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由、業績連動報酬等の額の算定方法については、「3. (2) ①取締役の報酬等」に記載のとおりであります。また、業績連動報酬等の額の算定に用いた業績指標に関する実績については、「1. (4) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、交付に関する条件等は「3. (2) ①取締役の報酬等」に記載のとおりであります。また、当該事業年度における交付状況は「2. (5) 当該事業年度中に職務執行の対価として交付した金銭の払い込みと引き換えに当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬額については、定款の定めに従い、2025年3月27日開催の第77回定時株主総会決議により、金銭報酬(固定報酬及び業績連動報酬)について、その上限を年額550百万円以内(うち社外取締役分は年額90百万円以内)としており、また、当該金銭報酬とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対し、非金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)として、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額250百万円以内、交付する当社株式数の上限を年90万株以内としております。当該株主総会終結時点で、金銭報酬の対象となる取締役の員数は9名(うち社外取締役は5名)、譲渡制限付株式報酬の対象となる取締役の員数は4名です。

(3) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 当期における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
取 締 役 (筆頭独立社外取締役)	村 山 昇 作	18回中18回 (100%)	—	経済、金融及び企業経営に関する豊富な知識と経験等に基づく観点から、筆頭独立社外取締役として、適宜発言をしております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の指名並びに取締役の報酬に関して審議する指名報酬諮問委員会の委員長を務め、当事業年度開催の委員会の全て(7回)に出席することなどにより、独立した客観的立場から経営陣の監督に務めております。
取 締 役	石 塚 達 郎	18回中18回 (100%)	—	経営者としての長年にわたる豊富な経験と幅広い見識等に基づく観点から、適宜発言をしております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の指名並びに取締役の報酬に関して審議する指名報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会の全て(7回)に出席することなどにより、独立した客観的立場から経営陣の監督に務めております。

事業報告

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
取締役	大塚 聡子	18回中18回 (100%)	—	製品開発や男女共同参画委員会等で培った豊富な知識と経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の指名並びに取締役の報酬に関して審議する指名報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会の全て（7回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から経営陣の監督に務めております。
取締役	金子 順一	18回中18回 (100%)	—	雇用・労働行政分野におけるコンプライアンス及び人財戦略に関する高度な専門知識と豊富な経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。上記のほか、当社の経営陣幹部の指名並びに取締役の報酬に関して審議する指名報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会の全て（7回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から経営陣の監督に務めております。
取締役	蓼 沼 宏一	18回中18回 (100%)	—	経済学に関する見識及び大学運営における豊富な経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の指名並びに取締役の報酬に関して審議する指名報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会の全て（7回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から経営陣の監督に務めております。
監査役	渡辺 耕治	18回中18回 (100%)	14回中14回 (100%)	コンプライアンスに関する豊富な知識と経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。
監査役	加藤 真美	18回中18回 (100%)	14回中14回 (100%)	弁護士としての専門的見地及び企業法務に関する豊富な知識と経験並びに社外役員としての経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の指名並びに取締役の報酬に関して審議する指名報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度開催の委員会の全て（7回）に出席することなどにより、独立した客観的立場から経営陣の監督に務めております。
監査役	鈴木 久和	18回中18回 (100%)	14回中14回 (100%)	企業経営、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、財務及び会計に関する豊富な知識経験等に基づく観点から、適宜発言をしております。

(注) 1. 取締役 村山昇作氏は、2025年3月27日開催の取締役会において指名報酬諮問委員会の委員長に選任され就任しております。

事業報告

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び監査役につきましては、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役・監査役・執行役員、国内子会社の取締役・監査役及び一部海外子会社の役員であり、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずる損害が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。但し法令違反を認識して行った行為に起因する損害の場合は補償されない等、一定の免責事由があります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当期中に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人の報酬等の内容	支払額
① 当社が公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等	144百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	144百万円

- (注) 1. 監査役会は、当該事業年度の監査計画における監査日数等から見積もられた報酬額につき、過年度実績の評価も踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると全員一致で判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 会計監査人との契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 重要な子会社のうち、タダノ・ファウン GmbH及びタダノ・デマーズ GmbHは、デロイト トウシュ GmbH、ピーエム・オイルアンドスチールS.p.Aは、デロイト トウシュ S.p.A、タダノ・アメリカCorp.及びマニテックスInc.は、デロイト トウシュ LLPの監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(備考) 本事業報告中に記載の表示単位の金額及び株式数並びに持株比率は、数値未満を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期		前 期(ご参考)		科 目	当 期		前 期(ご参考)	
	2025年12月31日	2024年12月31日	2025年12月31日	2024年12月31日		2025年12月31日	2024年12月31日	2025年12月31日	2024年12月31日
	現	在	現	在		現	在	現	在
資産の部					負債の部				
流動資産	325,320		292,387		流動負債	158,032		138,372	
現金及び預金	81,842		93,125		支払手形及び買掛金	37,946		34,551	
受取手形	2,850		4,539		電子記録債務	6,751		7,094	
売掛金	56,100		38,313		短期借入金	53,215		49,261	
契約資産	3,051		—		1年内償還予定の社債	15,000		10,000	
電子記録債権	10,468		7,808		リース債務	1,955		1,317	
商品及び製品	68,870		65,430		未払金	9,360		7,848	
仕掛品	50,888		40,629		未払法人税等	2,079		4,631	
原材料及び貯蔵品	36,957		31,959		前受金	9,099		4,336	
その他	15,058		11,012		製品保証引当金	6,575		5,340	
貸倒引当金	△767		△432		その他	16,047		13,990	
固定資産	133,209		111,035		固定負債	94,550		76,152	
有形固定資産	82,032		70,566		社債	15,000		30,000	
建物及び構築物	28,457		24,439		長期借入金	57,202		28,950	
機械装置及び運搬具	11,812		10,116		リース債務	3,644		2,944	
土地	27,807		26,653		繰延税金負債	2,825		1,162	
リース資産	1,203		712		再評価に係る繰延税金負債	2,173		2,109	
建設仮勘定	6,535		4,216		退職給付に係る負債	11,870		9,754	
その他	6,216		4,427		その他	1,834		1,231	
無形固定資産	27,225		5,470		負債合計	252,583		214,524	
のれん	17,889		1,602		純資産の部				
その他	9,335		3,867		株主資本	180,660		167,277	
投資その他の資産	23,951		34,999		資本金	13,021		13,021	
投資有価証券	11,631		11,435		資本剰余金	17,510		17,506	
繰延税金資産	8,947		6,337		利益剰余金	153,274		138,922	
前払金	—		15,997		自己株式	△3,146		△2,172	
その他	3,677		1,548		その他の包括利益累計額	25,200		21,513	
貸倒引当金	△305		△319		その他有価証券評価差額金	5,121		4,116	
資産合計	458,529		403,422		繰延ヘッジ損益	△91		—	
					土地再評価差額金	3,033		3,096	
					為替換算調整勘定	16,362		14,468	
					退職給付に係る調整累計額	775		△168	
					非支配株主持分	85		106	
					純資産合計	205,946		188,897	
					負債純資産合計	458,529		403,422	

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「前期 (ご参考)」は、2025年12月期の監査対象外です。

連結計算書類

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2025年1月1日から2025年12月31日まで	2024年1月1日から2024年12月31日まで
売上高	349,477	291,500
売上原価	256,282	206,983
売上総利益	93,195	84,517
販売費及び一般管理費	74,642	60,738
営業利益	18,552	23,778
営業外収益	1,754	1,104
受取利息	377	349
受取配当金	284	195
受取保険金	352	173
リース解約益	—	131
その他	739	254
営業外費用	5,210	3,805
支払利息	2,893	2,145
為替差損	1,703	1,173
その他	613	486
経常利益	15,096	21,077
特別利益	11,350	770
固定資産売却益	8,303	31
関係会社清算益	—	720
投資有価証券売却益	574	0
関係会社株式売却益	1,099	16
段階取得に係る差益	1,372	—
特別損失	3,526	6,101
固定資産除売却損	608	31
減損損失	1,318	—
工場再編関連費用	1,599	6,070
税金等調整前当期純利益	22,920	15,745
法人税、住民税及び事業税	5,022	9,154
法人税等調整額	△447	△16
当期純利益	18,344	6,607
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失(△)	46	△35
親会社株主に帰属する当期純利益	18,298	6,642

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「前期(ご参考)」は、2025年12月期の監査対象外です。

個別計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期		前 期(ご参考)		科 目	当 期		前 期(ご参考)	
	2025年12月31日	2024年12月31日	2024年12月31日	2023年12月31日		2025年12月31日	2024年12月31日	2024年12月31日	2023年12月31日
	現	在	現	在		現	在	現	在
資産の部					負債の部				
流動資産	232,359	229,629			流動負債	79,148	89,287		
現金及び預金	52,769	61,578			支払手形	471	643		
受取手形	2,739	4,376			買掛金	23,524	27,388		
売掛金	44,852	36,257			電子記録債務	6,751	7,094		
電子記録債権	9,659	7,547			短期借入金	16,405	24,814		
商品及び製品	27,469	28,288			1年内返済予定の長期借入金	3,000	3,500		
仕掛品	15,462	12,753			1年内償還予定の社債	15,000	10,000		
原材料及び貯蔵品	5,344	5,000			リース債務	296	259		
関係会社短期貸付金	67,575	56,238			未払金	8,469	7,449		
未収入金	4,452	4,085			未払費用	2,083	2,045		
その他	2,044	13,524			未払法人税等	1,401	3,817		
貸倒引当金	△10	△19			製品保証引当金	728	720		
					その他	1,015	1,554		
固定資産	129,227	109,590			固定負債	81,845	68,257		
有形固定資産	51,718	48,916			社債	15,000	30,000		
建物	16,100	16,996			長期借入金	57,198	28,950		
構築物	1,907	1,939			リース債務	518	499		
機械及び装置	7,158	6,277			再評価に係る繰延税金負債	2,173	2,109		
車両運搬具	113	135			退職給付引当金	5,879	5,779		
工具、器具及び備品	854	712			長期未払金	85	87		
土地	20,016	19,207			その他	991	831		
リース資産	743	692			負債合計	160,993	157,544		
建設仮勘定	4,822	2,955			純資産の部				
無形固定資産	1,410	1,598			株主資本	192,488	174,461		
特許権等	820	861			資本金	13,021	13,021		
借地権	29	29			資本剰余金	17,070	17,065		
ソフトウェア	177	251			資本準備金	16,913	16,913		
その他	382	456			その他資本剰余金	156	152		
投資その他の資産	76,149	59,075			利益剰余金	165,542	146,547		
投資有価証券	11,416	11,425			利益準備金	2,409	2,409		
関係会社株式	53,160	19,539			その他利益剰余金	163,133	144,138		
出資金	0	0			固定資産圧縮積立金	758	783		
関係会社出資金	7,900	7,900			別途積立金	27,060	27,060		
破産更生債権等	275	298			繰越利益剰余金	135,314	116,294		
長期前払費用	458	466			自己株式	△3,146	△2,172		
繰延税金資産	2,381	3,231			評価・換算差額等	8,154	7,213		
前払金	—	15,997			その他有価証券評価差額金	5,121	4,116		
その他	851	524			土地再評価差額金	3,033	3,096		
貸倒引当金	△294	△309			純資産合計	200,643	181,675		
資産合計	361,637	339,220			負債純資産合計	361,637	339,220		

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 「前期 (ご参考)」は、2025年12月期の監査対象外です。

個別計算書類

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)
	2025年1月1日から2025年12月31日まで	2024年1月1日から2024年12月31日まで
売上高	188,392	181,560
売上原価	128,056	124,428
売上総利益	60,336	57,131
販売費及び一般管理費	40,953	31,102
営業利益	19,382	26,029
営業外収益	11,469	12,572
受取利息	2,210	2,371
受取配当金	8,308	9,806
その他	949	394
営業外費用	2,805	2,519
支払利息	1,158	726
社債利息	101	157
為替差損	1,107	1,276
その他	438	359
経常利益	28,045	36,081
特別利益	574	53
固定資産売却益	0	7
関係会社清算益	—	28
投資有価証券売却益	574	0
関係会社株式売却益	—	16
特別損失	2,167	18,297
固定資産除売却損	3	12
関係会社出資金評価損	—	17,004
工場再編関連費用	742	1,281
関係会社株式評価損	1,421	—
税引前当期純利益	26,453	17,837
法人税、住民税及び事業税	3,243	6,705
法人税等調整額	269	267
当期純利益	22,941	10,864

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「前期 (ご参考)」は、2025年12月期の監査対象外です。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

株式会社 タダノ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佃 弘 一 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 誉 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タダノの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タダノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

監査報告書

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月18日

株式会社 タダノ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佃 弘一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 誉一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タダノの2025年1月1日から2025年12月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

監査報告書

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月19日

株式会社 タダノ 監査役会

常勤監査役	池 浦 雅 彦	㊟
常勤監査役	藤 井 清 史	㊟
常勤監査役	渡 辺 耕 治	㊟
監 査 役	加 藤 真 美	㊟
監 査 役	鈴 木 久 和	㊟

(注) 常勤監査役 渡辺耕治、監査役 加藤真美、監査役 鈴木久和は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

<内部統制システム構築の基本方針>

当社が「業務の適正を確保するための体制」として取締役会で決議した事項は次のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「タダノグループサステナビリティ憲章」に従って、グループ社員全員が法令や社会のルールを遵守し、また高い倫理観をもち、透明・健全かつ誠実な事業活動に取り組む。

また、「タダノグループコンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス担当役員を設置すると共に、コンプライアンス委員会を通じて、啓発ツール等による法令遵守の教育研修を行い、コンプライアンスを徹底し、内部通報制度によりコンプライアンス体制の強化を図る。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の社内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。

取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務には、事業戦略リスク、法的リスク、製品安全リスク、情報セキュリティリスク、環境リスク、自然災害リスク等様々なリスクがある。当社は、リスク管理について「タダノグループ事業リスクマネジメント規程」に基づき、リスク委員会を通じて、定期的に社内でのリスクの洗い出しと評価を行い、リスク毎に対応部署を定めて対応策を講じることにより、リスクマネジメントの強化を図る。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、目標とすべきグループの中期経営計画を定める。また、グループの中期経営計画に基づき、年度毎に業績目標と予算を設定して、定期的に業績及び予算管理を行うと共に適切な経営資源の配分を行い、効率的な業務執行の確保を図る。

職務分掌を明確にした執行役員制度に基づき、権限委譲を促進することで、効率的かつ迅速な職務執行を行う。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社及びグループ各社は、当社が定める「タダノグループ経営規程」に従って、経営を行う。

なお、当社は、「タダノグループ経営規程」に基づき、グループ各社から重要な職務執行につき事前の申請又は報告を受け、グループ経営の一体性を確保すると共に、ガバナンス強化を図る。

2. グループ各社は、各社の事業や規模を踏まえたリスク管理を行い、かつ内部統制システムの構築を推進する。

3. グループ各社は、グループの中期経営計画に基づき、年度毎に業績目標と予算を設定して、定期的に業績及び予算管理を行い、効率的な業務執行の確保を図る。また、当社は、定期的にグループ各社の経営課題の進捗確認を行い、グループ各社の適正かつ効率的な経営に関与する。

4. 当社は、各国の法令や慣習並びにグループ各社の事業や規模に応じて、「タダノグループサステナビリティ憲章」「タダノグループコンプライアンス規程」及び内部通報制度を適用し、グループのコンプライアンス体制を強化する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室は、監査役の職務を補助する。監査役室の使用人の任命、異動に際しては、監査役と事前に協議する。また、監査役の求めがあった場合には、内部監査室その他の関連部署は、監査役を補助するものとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

取締役、執行役員及び使用人は、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼす事実及び法令・定款違反等コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合又はグループ各社の取締役、監査役及び使用人から当該報告を受けた場合は、遅滞なく監査役に報告する。また、取締役、執行役員及び使用人は、内部監査の実施状況及び内部通報制度に基づ

く通報状況については、適時に監査役に報告する。

取締役、執行役員及び使用人並びにグループ各社の取締役、監査役及び使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに報告する。

⑧監査役に前記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に前記の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社及びグループ各社の取締役、執行役員及び使用人にその旨を周知徹底する。

⑨監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行に係る諸費用について、毎年度予算を措置し、監査の実効性を担保する。また、当社は、予算外でも監査役職務の執行する上で必要な費用は、請求により速やかに支払う。

⑩その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な会議に出席すると共に、代表取締役社長及び会計監査人と各々定期的に意見交換会を開催する。監査役、内部監査室、会計監査人は、相互に意思疎通し連携して各々監査の実効性の向上を図る。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業価値を高めるためには、透明・健全かつ誠実な事業活動を行い、企業としての社会的責任を果たすことが重要であると認識している。「タダノグループコンプライアンス規程」において反社会的行為への関与禁止を規定し、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ってはならない」としている。

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、総務部を主管部署とし、顧問弁護士、専門機関その他関係当局と連携し、毅然とした態度でその排除に取り組む。

⑫財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守し、内部統制システムの有効性を継続的に評価、検証し必要な対応を行う。

<内部統制システムの運用状況>

当社は、高い倫理観に基づくコンプライアンス体制の強化のため、「タダノグループコンプライアンス規程」を制定し、その取り組みを推進しております。当期はコンプライアンス委員会を2回開催し、推進計画を策定するとともに、計画に基づき従業員向けに毎月のeラーニングによるコンプライアンス教育や新入社員および新任の監督職・管理職に対する階層別CSR研修を実施しております。

内部通報制度の窓口を社内と社外に設置しており、通報については、適宜、監査役に報告しております。

取締役職務の執行に係る文書その他の情報については、当社の社内規程等に従い、適切に保存及び管理されております。

リスク管理については、当期はリスク委員会を2回開催し、各部門の重要なリスクを抽出、影響度等を評価した「リスク評価表」に基づき、リスク対策の進捗状況や課題を審議しております。

取締役職務の執行を効率的に行うため、執行部門の会議体として、業務執行の報告と情報共有化を図る経営報告会（メンバー：取締役・執行役員・監査役・技監・理事等）、経営に関する戦略討議を行う経営会議（メンバー：社長・常務以上の執行役員等）を開催しております。また、各執行役員の業務執行と執行役員間の連携を強化するため、本部長会議（メンバー：社長・執行役員・技監・理事等）を開催しております。取締役会は、取締役9名（うち社外取締役5名）で構成されております。当期における各会議体の開催回数は、経営報告会が12回、経営会議が12回、本部長会議が16回、取締役会が18回です。

子会社の重要な職務執行については、「タダノグループ経営規程」に基づき、事前に承認申請または報告を受け、適正かつ効率的なグループ経営を図っております。

当社は、監査役職務を補助するため執行から独立した監査役室を設置し、必要なスタッフを配置しております。

監査役は、当期、全取締役と2回、代表取締役社長と3回、会計監査人と7回意見交換会を開催したほか、経営報告会、経営会議、開発会議およびリスク委員会等の重要な会議に出席して情報を収集の上で、経営状況を把握し、監査の実効性を高めることに努めております。また、監査役と内部監査室は、内部統制システムのあり方を含め、監査に関する情報や意見の交換等を行っております。

財務報告の信頼性・適正性を確保するため、当期はJ-SOX委員会を2回開催し、内部統制システムの有効性を評価、検証し必要な対応を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年 1月 1日
至 2025年 12月 31日)

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当期首残高	13,021	17,506	138,922	△ 2,172		167,277
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△ 3,945		△	3,945
親会社株主に帰属する当期純利益			18,298			18,298
自己株式の取得				△ 1,585	△	1,585
自己株式の処分		4		612		616
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）						
連結会計年度中の変動額合計	-	4	14,352	△ 973		13,383
当期末残高	13,021	17,510	153,274	△ 3,146		180,660

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	4,116	-	3,096	14,468	△ 168	21,513	106	188,897
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△ 3,945
親会社株主に帰属する当期純利益								18,298
自己株式の取得								△ 1,585
自己株式の処分								616
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	1,004	△ 91	△ 63	1,893	944	3,686	△ 21	3,665
連結会計年度中の変動額合計	1,004	△ 91	△ 63	1,893	944	3,686	△ 21	17,048
当期末残高	5,121	△ 91	3,033	16,362	775	25,200	85	205,946

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 …… 54社

主要な連結子会社の名称

(株)タダノアイレック、(株)タダノアイメス、(株)タダノインフラソリューションズ

(株)タダノユーティリティ、タダノ・ファウンGmbH、タダノ・デマージGmbH

ピーエム・オイルアンドスチールS.p.A. (PM Oil & Steel S.p.A.)、タダノ・アメリカCorp.

マニテックスInc. (Manitex, Inc.)

(新規)

当連結会計年度において、マニテックス・インターナショナルInc. (Manitex International, Inc.) の株式を追加取得し、連結子会社となりました。これに伴い、ピーエム・オイルアンドスチールS.p.A. (PM Oil & Steel S.p.A.)、アウトグル・ピーエム・アールオーS.r.l. (Autogru PM RO S.r.l.)、マニテックス・ヴァラS.r.l. (Manitex Valla S.r.l.)、ピーエム・オイルアンドスチール・フランスS.a.r.l. (PM Oil & Steel France S.a.r.l.)、ピーエム・オイルアンドスチール・イベリカS.L. (PM Oil & Steel Ibérica S.L.)、マニテックスInc. (Manitex, Inc.)、ピーエム・チリS.P.A. (PM Chile S.P.A.)、ピーエム・アーゼンティーナ・システムス・デ・エレヴァシオンS.A. (PM Argentina Sistemas De Elevación S.A.)、ピーエム・オイルアンドスチール・メキシコS.A. de C.V. (PM Oil & Steel México S.A. de C.V.)、Crane and Machinery, Inc.、Badger Equipment Company、Manitex Sabre, Inc.、ピーエム・オイルアンドスチール・アジアPte. Ltd. (PM Oil & Steel Asia Pte. Ltd.) を連結子会社に含めております。

また、当連結会計年度において、(株)タダノインフラソリューションズ(旧：I H I 運搬機械株式会社の運搬システム事業)の株式を取得し、連結子会社となりました。これに伴い、(株)タダノインフラエンジニアリング(旧：西日本設計株式会社)、台湾多田野基礎建設股份有限公司(旧：台湾石川島運搬機械股份有限公司)、PT. タダノインフラソリューションズ・インドネシア(旧：PT. IHI Transport Machinery Indonesia)、タダノインフラソリューションズ・マレーシアSdn. Bhd. (旧：IHI Transport Engineering Malaysia Sdn. Bhd.) を連結子会社に含めております。

さらに、タダノ・テクノロジー・フィリピンInc.及びタダノ・ミドル・イースト・リフティング・イクイップメントFZCOについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結子会社に含めております。

(除外)

Lift SPC Inc. は、マニテックス・インターナショナルInc. (Manitex International, Inc.) を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社1社(デマージ・アイピーホールディングスGmbH)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の会計年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、タダノ・クレーンズ・インディアPvt.Ltd. 1社を除いて、いずれも連結決算日に一致しております。タダノ・クレーンズ・インディアPvt.Ltd. の決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	……	償却原価法(定額法)
その他有価証券 (市場価格のない株式等以外)	……	時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)
その他有価証券(市場価格のない株式等)	……	主として移動平均法による原価法

- ② デリバティブの評価基準及び評価方法
 デリバティブ …… 時価法
- ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 商品・製品
 ……主として個別法による原価法
 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 半製品
 ……主として総平均法による原価法
 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 仕掛品
 ……主として個別法による原価法
 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 原材料及び貯蔵品
 ……主として総平均法による原価法 (キャリヤは個別法による原価法)
 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 有形固定資産 (リース資産を除く)
 ……定額法
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|---------|
| 建物及び構築物 | 10年～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4年～17年 |
- (3) 重要な引当金の計上基準
 貸倒引当金
 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に検討した回収不能見込額を計上しております。
- 製品保証引当金
 製品のアフターサービスに対する費用に充当するため、主として過去の実績割合により要保証サービス額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
 数理計算上の差異については、主にその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (12年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
 当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。
- ステップ1：顧客との契約を識別する
 ステップ2：契約における履行義務を識別する
 ステップ3：取引価格を算定する
 ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
 ステップ5：企業が履行義務の充足時に (又は充足するにつれて) 収益を認識する
- 当社グループは、主として建設用クレーン、車両搭載型クレーン、高所作業車及び運搬機械の製造販売、部品販売や修理等のアフターサービスの提供を行っており、国内外の顧客に販売・提供しております。
- 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点 (収益を認識する通常の時点) は以下のとおりであります。

① 建設用クレーン、車両搭載型クレーン及び高所作業車等

製品の販売及び部品販売や修理等のアフターサービスの提供について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、主として、顧客が製品を検収した時点又はインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により1年内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

また当社グループは、一部の連結子会社において、標準保証期間を超える保証契約を顧客と締結している場合があります。この延長保証契約においては、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものであり、顧客との当該延長保証期間にわたって収益を認識しております。

② 運搬機械

工事契約の実施及び役務の提供（メンテナンス工事など）について、主として一定期間にわたって履行義務が充足されると判断しており、顧客に提供する当該履行義務の充足に向けての進捗度を測定して収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務の充足とは別に、顧客との契約に基づく支払条件により契約期間中に段階的に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の処理

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建債権債務

③ ヘッジ方針

当社グループは、外貨建取引に係る将来の為替相場の変動によるリスク回避、また、借入金等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスク回避のためにヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間の均等償却を行っております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. マニテックス・インターナショナルInc. の取得原価の配分

当社グループは、マニテックス・インターナショナルInc. の議決権の100%を取得し連結子会社としました。企業結合の概要及び計上金額等は注記「その他の注記1. 株式取得による企業結合」に記載しております。

取得原価の配分における無形固定資産の公正価値は、資産の種類に応じて、インカムアプローチ（超過収益法、ロイヤルティ免除法）を用いて算定しております。無形固定資産の公正価値の見積りにあたっては、既存顧客の減少率、ロイヤルティ料率、対象資産から生み出される将来キャッシュ・フロー及び割引率等について一定の仮定が含まれます。のれんについては、取得原価から受け入れた識別可能な資産及び引き受けた負債を差し引いて算出しております。

上記の重要な仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しており、適切であると考えていますが、将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受け、重要な仮定が変動した場合、将来減損の兆候があると判断され、その結果必要となる減損損失の認識の判定結果に基づき、減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	8,947百万円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは主に「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める会社分類及び期末における将来減算一時差異等の解消見込年度のスケジューリングに基づいて繰延税金資産を計上しております。当該見積りは、過去の実績や他の合理的と考えられる方法により行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受け、実際に発生した時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において、連結計算書類に影響を与える可能性があります。

追加情報

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)の導入)

当社は、2025年3月14日に人的資本経営の取り組みの一環として、従業員の経営参画意識の高揚と従業員エンゲージメントの向上に資することを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)を導入しております。

(1) 本プランの概要

本プランは、「タダノ・グループ従業員持株会」(以下「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「タダノ・グループ従業員持株会専用信託」(以下、「E-Ship 信託」といいます。)を設定し、E-Ship 信託は持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、E-Ship 信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship 信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、E-Ship 信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落によりE-Ship 信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship 信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

本プランは、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生増進策として、持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを狙いとしています。

(2) E-Ship信託の概要

① 名称

タダノ・グループ従業員持株会専用信託

② 委託者

当社

③ 受託者

野村信託銀行株式会社

④ 受益者

受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。)

⑤ 信託管理人

当社の社員より選定

⑥ 信託契約締結日

2025年3月14日

⑦ 信託の期間

2025年3月14日～2029年3月28日

⑧ 信託の目的

持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付

⑨ 受益者適格要件

受益者確定手続開始日(信託期間満了日が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が持株会へ全て売却された日等)において生存し、かつ、持株会に加入している者

(3) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末1,210百万円、1,039,700株であります。

(4) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度 1,248百万円

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 80,522百万円
2. 保証債務
販売先の提携リース会社等よりのファイナンスに対する保証 3,372百万円

3. 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当連結会計年度(2025年12月31日)	
受取手形	334 百万円
電子記録債権	2,550 百万円
支払手形	221 百万円

4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,821百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失 1,318百万円

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	主な用途	主な種類
大阪府堺市	事業用資産	土地
広島県安芸郡	事業用資産	土地

当社グループは、管理会計上の区分を基礎として資産をグルーピングしております。(株)タダノテクノ西日本の収益力を評価した結果、上記の土地について減損損失(1,318百万円)を認識しております。なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額としております。

2. 工場再編関連費用 1,599百万円

工場再編に係る費用を特別損失として計上しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 129,500,355株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月27日 定時株主総会	普通株式	1,652	13.00	2024年12月31日	2025年3月28日
2025年8月8日 取締役会	普通株式	2,293	18.00	2025年6月30日	2025年9月5日

(注) 2025年8月8日開催の取締役会決議による配当金の総額には、E-Ship信託が保有する当社株式に対する配当金22百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年3月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,312	26.00	2025年12月31日	2026年3月30日

(注) 2026年3月27日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、E-Ship信託が保有する当社株式に対する配当金27百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な運用に限定し、また、資金調達については金融機関よりの借入あるいは社債により行う方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するため、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

長期借入金については、E-Ship信託の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金が含まれております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握することとしております。また、グローバルに事業展開していることから生じている外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、一部の外貨建の営業債権については先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に伴う資金調達であり、長期借入金は主に投融資にかかる資金調達であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っており、また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。また、営業債務や借入金は、流動性のリスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金計画を作成するなどの方法により個別に管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	901	894	△ 7
その他有価証券	9,440	9,440	—
資産計	10,342	10,335	△ 7
(1) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	30,000	29,113	△886
(2) 長期借入金	57,202	55,352	△1,849
負債計	87,202	84,466	△2,735

(注1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「契約資産」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	337
組合出資金	950
計	1,288

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	9,404	35	—	9,440
資産計	9,404	35	—	9,440

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	894	—	894
資産計	—	894	—	894
社債（1年内償還予定の社債を含む）	—	29,113	—	29,113
長期借入金	—	55,352	—	55,352
負債計	—	84,466	—	84,466

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、債券は取引金融機関から提示された価格、証券投資信託の受益証券は基準価格を用いて評価しており、レベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該社債、債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

また、E-Ship信託の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似しているものであることから、当該帳簿価額によっております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,629円21銭

2. 1株当たり当期純利益 144円78銭

(注) 当社は、E-Ship信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当該自己株式の期末株式数 1,039,700株、当該自己株式の期中平均株式数 912,408株)

収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、以下のとおりであります。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	日本	欧州	米州	オセアニア	その他 (注)	合計
売上高						
建設用クレーン	65,513	19,283	112,849	7,619	1,867	207,133
車両搭載型クレーン	18,736	8,415	12,706	164	482	40,505
高所作業車	24,666	4,349	622	105	308	30,053
運搬機械	5,445	—	61	—	0	5,507
その他	33,366	12,490	14,509	2,721	3,189	66,277
顧客との契約から生じる収益	147,728	44,539	140,748	10,611	5,849	349,477
外部顧客への売上高	147,728	44,539	140,748	10,611	5,849	349,477

(注)「その他」の区分は、アジア等の現地法人の事業活動を含んでおります。

2. 収益を理解する基礎となる情報

収益を理解する基礎となる情報については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
契約負債 (期首残高)	4,336 百万円
契約負債 (期末残高)	9,099 百万円

連結貸借対照表上、契約負債は「前受金」に計上しております。契約負債は、顧客との契約に基づく履行に先立って受領した対価に関連するものであり、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。当連結会計年度において、契約負債が増加した主な理由は、(株)タダノインフラソリューションズの取得によるものであります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、3,741百万円でありませ

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、運搬機械の製造、販売及びメンテナンス工事に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	10,903
1年超2年以内	17,732
2年超3年以内	5,150
3年超	11,593
合計	45,379

その他の注記

株式取得による企業結合

(マニテックス・インターナショナルInc.)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 Manitex International, Inc.

事業内容 建設用クレーン、車両搭載型クレーン、高所作業車等の開発・製造・販売及び建設機械のレンタル

② 企業結合を行った主な理由

当社は、2024年に策定した「中期経営計画 (24-26)」において「Reaching new heights～新たなステージへ～」をスローガンに掲げ、業界のリーディングカンパニーとして、お客様の安全と地球環境に配慮した新たな価値を提供するための戦略を推進しております。

マニテックス・インターナショナルInc. は、Lifting Equipment事業とレンタル事業を傘下に持つ持株会社であり、ブームトラックはじめ複数のLE製品を持つManitex、折り曲げ式 (ナックル) ブームクレーンのPM、高所作業車のOil & Steel、小型電動クレーンのVallaはいずれも、当社グループのラインナップを更に幅広く魅力的にすることができるブランドであると考え、本買収の実行に至りました。

当社グループの主要3品目である「建設用クレーン・車両搭載型クレーン・高所作業車」のうち、車両搭載型クレーン・高所作業車のグローバルビジネス拡大につながり、将来的には、よりバランスの取れたポートフォリオ構成となることを期待しております。

③ 企業結合日

2025年1月2日

④ 企業結合の法的形式

マニテックス・インターナショナルInc. を存続会社とし、当社100%出資で本買収のために米国にて設立した特別目的会社Lift SPC Inc. を消滅会社とする吸収合併

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

取得直前に所有していた議決権比率 : 14.5%

企業結合日に追加取得した議決権比率 : 85.5%

取得後の議決権比率 : 100.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、本買収実行によりマニテックス・インターナショナルInc. の議決権の100%を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年1月2日から2025年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

追加取得直前に保有していた被取得企業持分の企業結合日における時価 170万米ドル (2,718百万円)

企業結合日に追加取得した被取得企業の株式対価 現金 105万米ドル (16,709百万円)

取得原価 122万米ドル (19,428百万円)

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 1,349百万円

(5) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 1,372百万円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれん
7,990百万円
- ② 発生原因
取得原価が企業結合時における時価純資産を上回ったため、その差額をのれんとして認識したものです。
- ③ 償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	22,416百万円
<u>固定資産</u>	<u>17,996百万円</u>
資産合計	40,413百万円
流動負債	12,626百万円
<u>固定負債</u>	<u>14,600百万円</u>
負債合計	27,227百万円

(株式会社タダノインフラソリューションズ)

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業内容
被取得企業の名称 株式会社 I U K クレーン
事業内容 運搬機械の企画・開発・設計・製造・販売・賃貸・据付・メンテナンス・改修・運営・管理事業

② 企業結合を行った主な理由

当社は、2024年に策定した「中期経営計画（24-26）」において「Reaching new heights～新たなステージへ～」をスローガンに掲げ、業界のリーディングカンパニーとして、お客様の安全と地球環境に配慮した新たな価値を提供するための戦略を推進しております。

今回、本契約の締結により取得する対象事業の製品ラインナップは、ジブクライミングクレーン、港湾・大型オフショアクレーン、風力用クレーン、バルクハンドリングシステム等となります。

当社グループは「移動式クレーン」の分野では長い歴史とグローバルでの販売実績を有していますが、「定置式クレーン（港湾クレーン・タワークレーン）」は新たな製品群となります。対象事業は日本国内で多くのお客様に支えられ、メンテナンス・サービスも含めた事業の収益性は安定しており、将来のグローバル展開も期待できます。また、当社グループがドイツで生産する「ラチスブーム式クローラクレーン」とも親和性があり、世界中でニーズが高まっている洋上風力分野においても今後の活躍が期待される「リングリフトクレーン」も有していることから、当社グループの事業領域であるLE (Lifting Equipment) における新事業分野への挑戦として本事業を買収いたしました。

③ 企業結合日

2025年7月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

株式会社タダノインフラソリューションズ

⑥ 取得した議決権比率

100.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年7月1日から2025年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	15,308 百万円
取得原価		15,308 百万円

なお、株式譲渡契約に基づく価格調整が完了していないため、現時点では取得原価は確定しておりません。

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	220百万円
-----------	--------

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額

12,457百万円

なお、のれん金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了しておらず、また株式譲渡契約に基づく価格調整が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

② 発生原因

取得原価が企業結合時における時価純資産を上回ったため、その差額をのれんとして認識したものです。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨て

株主資本等変動計算書

〔 自 2025年 1月 1日
至 2025年 12月 31日 〕

(単位:百万円)

	株 主 資 本												
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					自 己 株	株 主 資 本 合 計	
		資 本 金	資 本 剰 余 金	其 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						利 益 剰 余 金 合 計
							固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 立 積 立 金	繰 上 り 利 剰 余 金	繰 下 り 利 剰 余 金			
当期首残高	13,021	16,913	152	17,065	2,409	783	27,060	116,294	146,547	△ 2,172	174,461		
事業年度中の変動額													
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 25		25	-		-		
剰余金の配当								△ 3,945	△ 3,945		△ 3,945		
当期純利益								22,941	22,941		22,941		
自己株式の取得										△ 1,585	△ 1,585		
自己株式の処分			4	4						612	616		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)													
事業年度中の変動額合計	-	-	4	4	-	△ 25	-	19,020	18,995	△ 973	18,026		
当期末残高	13,021	16,913	156	17,070	2,409	758	27,060	135,314	165,542	△ 3,146	192,488		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	4,116	3,096	7,213	181,675
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				-
剰余金の配当				△ 3,945
当期純利益				22,941
自己株式の取得				△ 1,585
自己株式の処分				616
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,004	△ 63	940	940
事業年度中の変動額合計	1,004	△ 63	940	18,967
当期末残高	5,121	3,033	8,154	200,643

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------------|---|
| 満期保有目的の債券 | ……償却原価法（定額法） |
| 子会社株式及び関連会社株式 | ……移動平均法による原価法 |
| その他有価証券(市場価格のない株式等以外) | ……時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、
売却原価は移動平均法により算定） |
| その他有価証券(市場価格のない株式等) | ……主として移動平均法による原価法 |

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

- | | |
|--------|-------|
| デリバティブ | ……時価法 |
|--------|-------|

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------|---|
| 商品・製品 | ……個別法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| 半製品 | ……総平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| 仕掛品 | ……個別法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| 原材料及び貯蔵品 | |
| 原材料 | ……総平均法による原価法（キャリヤは個別法による原価法）
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| 貯蔵品 | ……最終仕入原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	13～50年
構築物	10～50年
機械及び装置	4～17年
車両運搬具	4～7年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に検討した回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品のアフターサービス費用に充当するため、製品保証実施規程に基づく保証サービス費の過去の実績率を基準にした要保証サービス額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は、主として建設用クレーン等LE（Lifting Equipment）の製造・販売・修理等サービスを行っており、国内外の顧客に販売・提供しております。製品の販売及びサービス業務について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、主として、顧客が製品を検収した時点又はインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により1年内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建債権債務

(3) ヘッジ方針

当社は、外貨建取引に係る将来の為替相場の変動によるリスク回避、また、借入金等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスク回避のためにヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更に関する注記

会計方針の変更に関する注記については、連結注記表に記載しているため省略しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社株式及び関係会社出資金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
関係会社株式評価損	1,421
関係会社株式	53,160
関係会社出資金評価損	—
関係会社出資金	7,900

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式、関係会社出資金については、市場価格のない株式等であり、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額を基礎とした実質価額が取得原価と比べて50%以上低下したものについては、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。

なお、会社の超過収益力等を反映して、1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得している場合においては、超過収益力等が見込めなくなったときには、これを反映した実質価額が取得原価と比べて50%以上低下したものについて、減損処理を行っております。

また、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合とは、実質価額が取得原価にほぼ近い水準まで回復する見込みがある事を合理的な証拠をもって予測できる場合と定めています。この回復可能性の検討は、将来キャッシュ・フロー等の一定の仮定に基づいて実施しています。

当社は、これらの仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しており、適切であると考えていますが、将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受け、重要な仮定が変動した場合、翌事業年度において計算書類に影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,381百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

計算書類に計上した金額の算出方法等については、連結注記表に記載しているため省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 47,061百万円

2. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務等に対し、保証を行っております。

タダノ・ファウンGmbH	22,672百万円
マニテックス・インターナショナルInc.	6,240百万円
その他	6,685百万円
計	35,597百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	22,825百万円
短期金銭債務	6,928百万円
長期金銭債務	429百万円

4. 期末日満期手形等

事業年度末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形及び電子記録債権については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

当事業年度(2025年12月31日)	
受取手形	301 百万円
電子記録債権	2,490 百万円
支払手形	221 百万円

5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,821百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	
売上高	69,677百万円
売上原価	28,512百万円
営業費用	13,951百万円
(2) 営業取引以外の取引高	10,286百万円

2. 工場再編関連費用

742 百万円

工場再編に係る費用を特別損失として計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 3,143,928株

(注) 普通株式には、E-Ship信託が保有する当該株式1,039,700株が含まれております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,801
関係会社株式及び関係会社出資金	18,033
棚卸資産評価損	91
未払費用	613
その他	2,721
繰延税金資産小計	23,261
評価性引当額	△ 18,371
繰延税金資産合計	4,890
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 335
その他有価証券評価差額金	△ 2,021
その他	△ 151
繰延税金負債合計	△ 2,508
繰延税金資産の純額	2,381

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	29.74%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.12%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 8.70%
評価性引当額の増減	1.60%
研究開発費等税額控除	△ 4.12%
子会社株式譲渡に伴う投資簿価修正	△ 7.85%
その他	2.49%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.28%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を29.74%から30.64%に変更し計算しております。

この結果、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が23百万円増加し、法人税等調整額が83百万円、その他有価証券評価差額金が59百万円、それぞれ減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は63百万円増加し、土地再評価差額金が同額減少しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	タダノ・ファウン GmbH	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注1)	77,348	関係会社 短期貸付金	20,276
				利息の受取 (注1)	565	—	—
			債務保証	債務保証 (注2)	22,672	—	—
				保証料の 受入 (注2)	48	—	—
子会社	タダノ・テ・マーク GmbH	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注1)	166,502	関係会社 短期貸付金	39,999
				利息の受取 (注1)	1,384	—	—
子会社	タダノ・アメリカCorp.	所有 間接 100.0%	当社製品の 販売	当社製建設 用クレーン 及び半製品 の販売 (注3)	59,323	売掛金	19,435
子会社	マニテックス・インターナシ ョナルInc.	所有 間接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注4)	11,805	—	—
				利息の受取 (注4)	132	—	—
			債務保証	債務保証 (注2)	6,240	—	—
				保証料の 受入 (注2)	16	—	—
			資本の払戻	資本の払戻 (注5)	10,221	—	—
子会社	タダノ・アメリカ・ホール ディングスInc.	所有 直接 100.0%	増資の引受	増資の引受 (注6)	9,119	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 貸付金の利率については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間3か月としております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注2) 子会社の銀行借入につき、債務保証を行ったものであり、年率0.25%の保証料を受領しております。
- (注3) 製品・半製品の販売については、市場価格を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
- (注4) マニテックス・インターナショナルInc. への貸付金の利率については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注5) 資本の払戻は、当社が子会社株式を現物分配により取得したものであります。
- (注6) 増資の引受は、子会社に対して当社が子会社株式を現物出資したものであります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,587円91銭
2. 1株当たり当期純利益	181円52銭

(注) 当社は、E-Ship信託が保有する当社株式を1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当該自己株式の期末株式数 1,039,700株、当該自己株式の期中平均株式数 912,408株)

収益認識に関する注記

収益認識に関する注記については、連結注記表に記載しているため省略しております。

その他の注記

その他の注記については、連結注記表に記載しているため省略しております。

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、2011年4月1日より退職一時金制度、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項 (2025年12月31日現在)	(単位：百万円)
イ. 退職給付債務	△ 7,634
ロ. 年金資産	2,872
ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△ 4,761
ニ. 未認識数理計算上の差異	△ 1,117
ホ. 退職給付引当金 (ハ+ニ)	△ 5,879

3. 退職給付費用に関する事項 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	(単位：百万円)
イ. 勤務費用	392
ロ. 利息費用	76
ハ. 期待運用収益	△ 20
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	62
ホ. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ)	510
ヘ. その他	231
計 (ホ+ヘ)	741

(注)「ヘ. その他」は確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
ロ. 割引率	2.387%
ハ. 期待運用収益率	0.733%
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	12年

(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。)

(注) 計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。